

資料 5

○議題

（２）【水道事業】

①適正な水道料金のあり方について

1 これまでの審議内容について
（前回までのおさらい）

1-1 逡増度緩和の必要性について

2 料金体系について

3 答申案について

4 水道料金改定を踏まえた経営戦略案について



1 これまでの審議内容について

1. 令和6年度第1回審議会（令和6年6月25日）

以下の外部環境の変化により、経営戦略に定める目標値達成が困難となるため、水道料金改定の検討が必要であることを決定

- ・ 県営水道料金の値上げ
- ・ 人口減少による有収水量の減少
- ・ 物価上昇、建設資材価格の高騰 等

2. 令和6年度第2回審議会（令和6年7月22日）

料金算定期間を令和8年度から令和11年度までとし、投資費用の見直し等を踏まえたうえで経営戦略で定める目標値を達成する水準で料金改定率を検討

安定的に水を供給する観点で、投資水準の案を3段階程度で区分し、それぞれ必要な料金改定率を再検討することに決定

3. 令和6年度第3回審議会（令和6年10月7日）

投資水準の案を3段階程度で区分し、料金改定率を検討
令和8年度の料金改定率の案を15%に決定

4. 令和6年度第4回審議会（令和6年11月18日）

基本料金と水量料金の収入割合は現状を維持する
水道料金体系の基本的な考え方や決定プロセスについて説明したうえで、料金体系を3案提示し、あるべき方向性を踏まえたうえで事務局案を提示

1 これまでの審議内容について

前回の審議会でごいただいたご意見は以下のとおりです。

いただいたご意見

現在の料金体系では、多量使用者に負担が偏っており、それを一定程度是正する必要があることをわかりやすく示してほしい

水量料金について、定率での改定ではなく定額での改定がなぜ望ましいのか、改めて説明を求めたい

代表的なケースで改定後の比較が知りたい

事務局の考え

逡増度緩和の必要があり、
その方法として水量料金を
定率改定ではなく
定額改定としたい。

※具体的なケースについても掲載します。

➤次スライド以降で説明します



「水道料金改定業務の手引き」(日本水道協会)の抜粋内容は以下のとおりです。

逡増制のあり方

- **水量料金については均一料金制**とする。
- **1m³当たりの単価は水使用の多寡に関わらず均一であるべき**とする考えからである。
- 逡増料金制は、地域の給水需給の実態に応じて選択が可能な**特別措置**と位置づけられている。

水量料金の見直し

- 逡増度を緩和し、料金体系を**全体としてフラット化**していくことが求められる。
- **現行の逡増型の料金体系から一度に均一型にすると急激な変化をもたらし、一般家庭への負担が大きい**ため、**現行の料金体系を基に、逡増度を緩和する方針で見直す。**

4

1-1 逡増度緩和の必要性について

過去（平成13年4月平均改定率15.87%）の料金改定の経緯は以下のとおりです。

メーター 口径	基本料金		増額
	平成2年度～	平成13年度～	
13mm	600円	600円	0円
20mm	940円	1,000円	60円
25mm	2,460円	2,500円	40円
40mm	7,560円	7,600円	40円
50mm	11,200円	12,200円	1,000円
75mm	24,500円	27,000円	2,500円
100mm	42,500円	50,000円	7,500円

水量区分	水量料金		増額
	平成2年度～	平成13年度～	
1～10m ³	50円	50円	0円
11～20m ³	75円	90円	15円
21～30m ³	100円	125円	25円
31～50m ³	130円	165円	35円
51～100m ³	155円	190円	45円
101m ³ 以上		210円	55円
臨時用	220円	280円	60円

➤ 人口増加等による水需要の増加が続くため、水の供給不足にならないように101m³以上の水量区分を追加し、11m³以上の水量料金を増額することで使用の抑制を促した。（逡増度**3.1→4.2**）

5



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

基本料金と水量料金の収入割合は現状を維持することとし、以下3案を比較検討した。

- ✓案① 基本料金は**定率**、水量料金は**定額**で改定
- ✓案② 基本料金、水量料金とも**定額**で改定
- ✓案③ 基本料金、水量料金とも**定率**で改定



案③ 基本料金：定率、水量料金：定率の改定内容は以下のとおりです。

改定後料金体系表

口径区分	基本料金			定率
	現行料金	改定後料金	増加額	増加率
口径13mm	600 円	690 円	90 円	1.15倍
口径20mm	1,000 円	1,150 円	150 円	
口径25mm	2,500 円	2,880 円	380 円	
口径40mm	7,600 円	8,740 円	1,140 円	
口径50mm	12,200 円	14,030 円	1,830 円	
口径75mm	27,000 円	31,050 円	4,050 円	
口径100mm	50,000 円	57,500 円	7,500 円	

水量区分	水量料金			定率	逡増度
	現行料金	改定後料金	増加額	増加率	
1～10m ³	50 円	57.50 円	7.50 円	1.15 倍	(4.2) ↓ 4.2
11～20m ³	90 円	103.50 円	13.50 円		
21～30m ³	125 円	143.75 円	18.75 円		
31～50m ³	165 円	189.75 円	24.75 円		
51～100m ³	190 円	218.50 円	28.50 円		
101～ m ³	210 円	241.50 円	31.50 円		
臨時用	280 円	322.00 円	42.00 円		



1-1 逡増度緩和の必要性について

1 か月 (税抜き) の水道料金の現行の料金体系での計算方法は以下のとおりです。

口径 25mm
使用水量150m³

基本料金 + 水量料金 = 水道料金

2,500円 + 25,950円 = **28,450円**



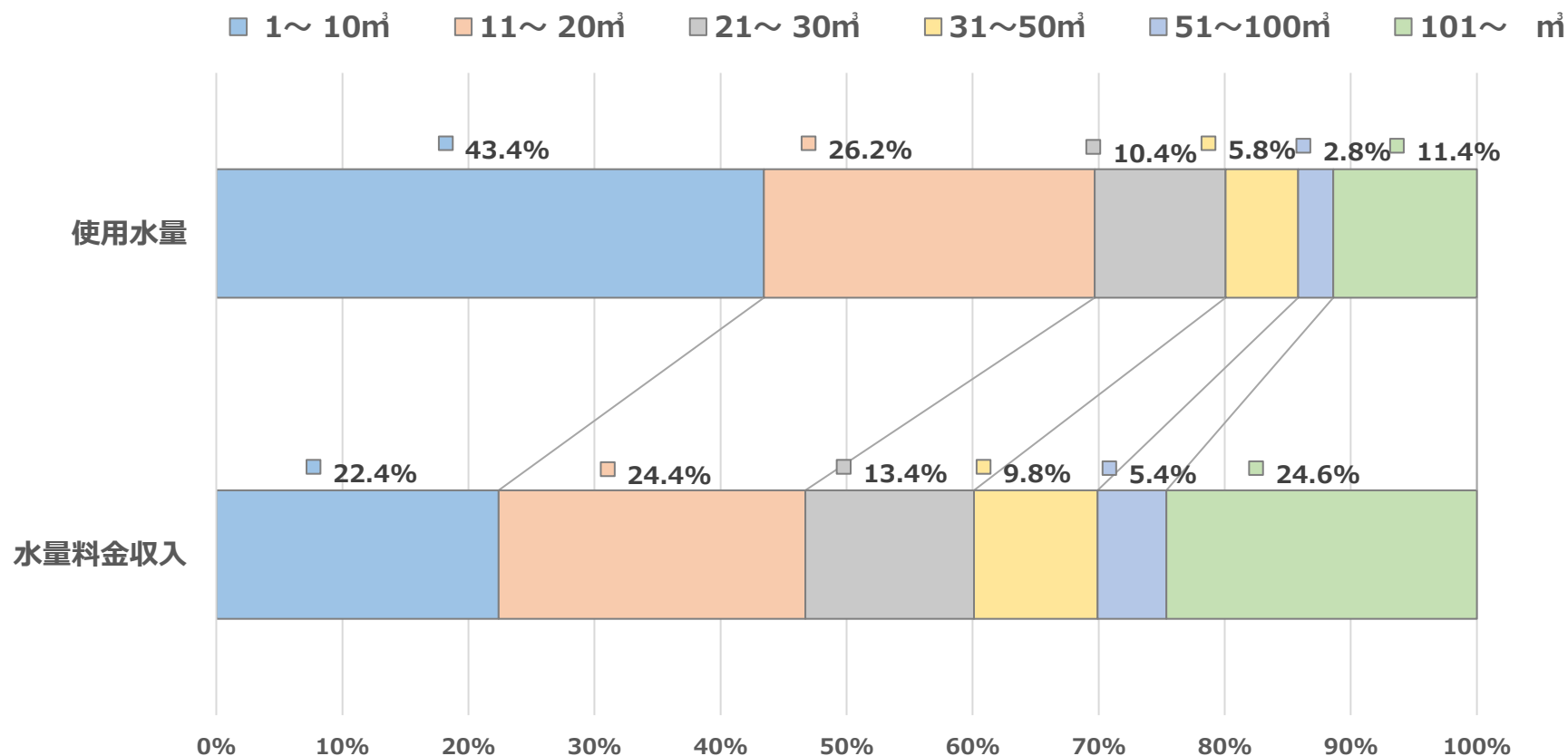
1 ~ 10m ³	50円 × 10m ³	=	500円
11 ~ 20m ³	90円 × 10m ³	=	900円
21 ~ 30m ³	125円 × 10m ³	=	1,250円
31 ~ 50m ³	165円 × 20m ³	=	3,300円
51 ~ 100m ³	190円 × 50m ³	=	9,500円
101m ³ 以上	210円 × 50m ³	=	10,500円
計 150m ³			25,950円



1-1 逡増度緩和の必要性について

水量区分別の使用水量と水量料金収入（料金負担）を比較すると、全体で見た場合の水量区分別の使用水量の割合に対する料金負担の割合に差があります。

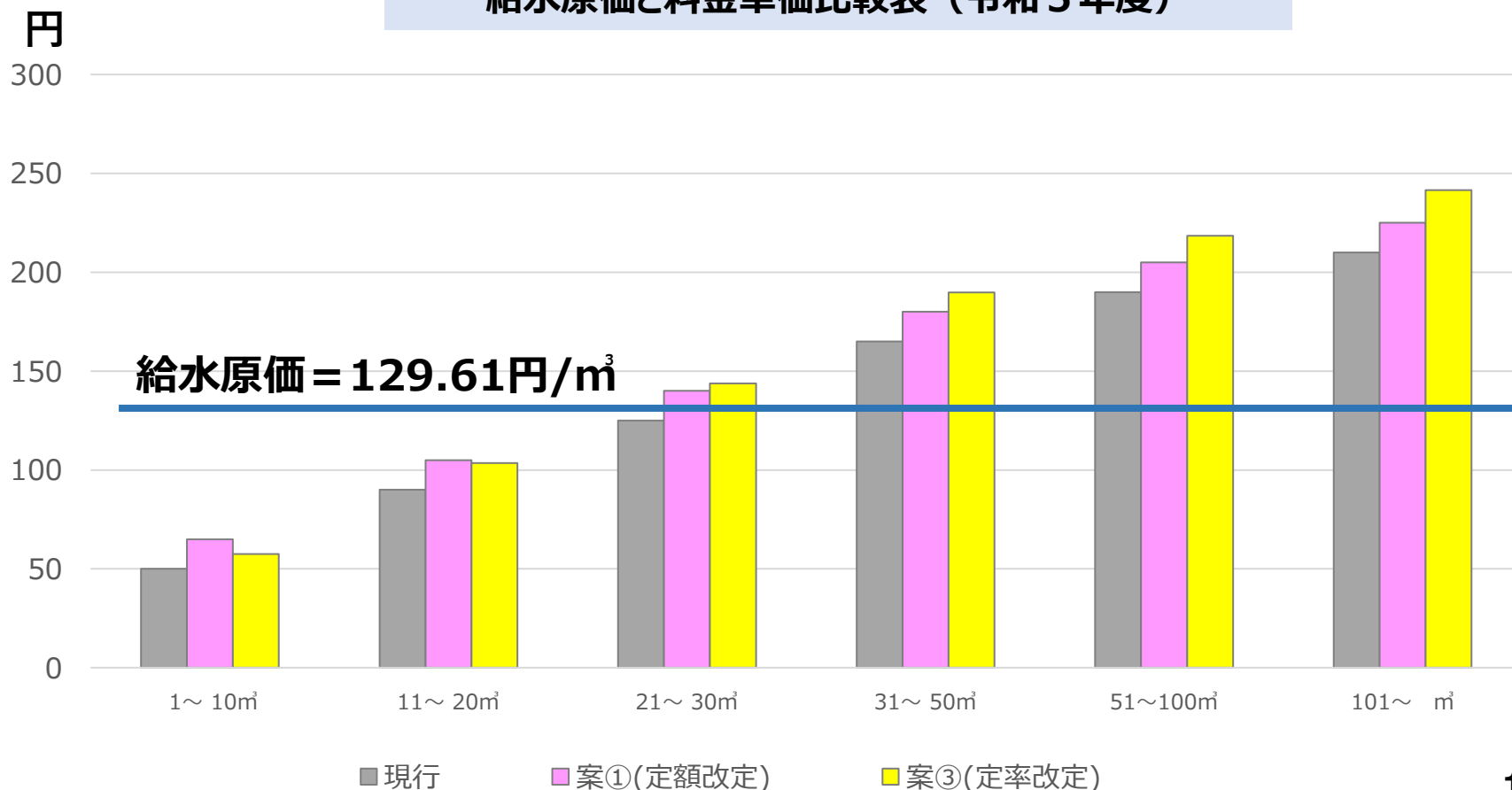
水量区分別 使用水量当たりの料金収入割合（令和5年度）



1-1 逡増度緩和の必要性について

1 m³の水を届けるために必要な費用（給水原価）に対し、水量区分別の料金単価を比較すると、多量使用者は、給水原価を超える負担をしていることがわかります。

給水原価と料金単価比較表（令和5年度）



1-1 逡増度緩和の必要性について

代表的な例の案①(水量料金:定額改定)と案③(水量料金:定率改定)の1か月あたりの税抜き水道料金改定後の比較です。

代表的な例

単身世帯	口径 13mm 使用水量10m ³	現行1,100円 案①(定額改定)1,340円 案③(定率改定)1,265円	現行比較 240円増額 165円増額
4人世帯	口径 20mm 使用水量20m ³	現行2,400円 案①(定額改定)2,850円 案③(定率改定)2,760円	現行比較 450円増額 360円増額
飲食店	口径 25mm 使用水量150m ³	現行28,450円 案①(定額改定)31,080円 案③(定率改定)32,723円	現行比較 2,630円増額 4,273円増額
工場	口径 100mm 使用水量3,500m ³	現行779,450円 案①(定額改定)839,450円 案③(定率改定)896,368円	現行比較 60,000円増額 116,918円増額



案① 基本料金：定率、水量料金：定額の改定内容は以下のとおりです。

改定後料金体系表

口径区分	基本料金			定率
	現行料金	改定後料金	増加額	増加率
口径13mm	600 円	690 円	90 円	1.15倍
口径20mm	1,000 円	1,150 円	150 円	
口径25mm	2,500 円	2,880 円	380 円	
口径40mm	7,600 円	8,740 円	1,140 円	
口径50mm	12,200 円	14,030 円	1,830 円	
口径75mm	27,000 円	31,050 円	4,050 円	
口径100mm	50,000 円	57,500 円	7,500 円	

水量区分	水量料金		定額	増加率	逓増度
	現行料金	改定後料金	増加額		
1～10m ³	50 円	65 円	15 円	1.30 倍	(4.2) ↓ 3.5
11～20m ³	90 円	105 円		1.17 倍	
21～30m ³	125 円	140 円		1.12 倍	
31～50m ³	165 円	180 円		1.09 倍	
51～100m ³	190 円	205 円		1.08 倍	
101～ m ³	210 円	225 円		1.07 倍	
臨時用	280 円	295 円		1.05 倍	

料金体系（案）は以下の通りです。

今後、節水機器の普及等を背景として**水の使用量が減少していくなかにおいても、安全安心な水を供給**していくため、基本料金収入割合を現状と同定度確保することで**経営の安定性を保ちつつ、「一般家庭への安価な料金設定の維持」と「多量使用者への負担軽減」**を図ることが可能な**案①が最適である**と考えております。

料金算定期間

➤ 令和8年度から令和11年度まで（4年間）

料金改定率

➤ 平均改定率 **15%**

基本料金

➤ 一律+ **15%**定率改定

水量料金

➤ 一律+ **15円**定額改定



3 答申案について

諮問：適正な水道料金のあり方について、以下のとおり答申案を整理しました。

水道料金

- ✓ 令和8年4月1日に、平均改定率15%の改定が必要である。
- ✓ 基本料金はメーター口径に関わらず一律15%、水量料金は水量区分に関わらず一律15円の定額改定が望ましい。
- ✓ 給水の用途別の料金設定について、公衆浴場用は廃止することが妥当である。

料金算定期間

- ✓ 令和8年度(2026年4月1日)から令和11年度(2030年3月31日)までの4年間とする。

料金体系表

基本料金(1か月、税抜き)

メーター口径	料金(改定前)	料金(改定後)
13mm	600円	690円
20mm	1,000円	1,150円
25mm	2,500円	2,880円
40mm	7,600円	8,740円
50mm	12,200円	14,030円
75mm	27,000円	31,050円
100mm	50,000円	57,500円

水量料金(1か月、税抜き)

水量区分(m³)	料金(改定前)	料金(改定後)
1~10	50円	65円
11~20	90円	105円
21~30	125円	140円
31~50	165円	180円
51~100	190円	205円
101~	210円	225円
臨時用	280円	295円

答申案については別紙

14

ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

4 水道料金改定を踏まえた経営戦略案について

水道料金改定を踏まえ、経営戦略の改定案を検討します。



1 現行経営戦略での見通し

- 人口減少（第8次安城市総合計画）及び過去の有収水量の推移を踏まえた水需要予測
- 将来的な設備投資の計画等を踏まえた収支見通し
- 現行料金で投資・財政計画の目標値を達成できる見通し

現行経営戦略策定後の環境変化等



2 環境変化等を踏まえた経営戦略の見直し

●反映事項

- 県営水道料金に係る令和6年度及び令和8年度の料金改定（値上げ）の影響
- 人口推計の見直し（第9次安城市総合計画）に伴う給水収益の減少
- 原材料費及びエネルギーコストの世界的な上昇や円安の影響等による建設資材価格の高騰等並びに令和6年の能登半島地震の発生を踏まえた、投資計画の見直し



本日まで審議いただいた料金体系や答申案を踏まえ、
適正な水道料金のあり方についての答申をお願い
いたします。



次回以降のスケジュールについて（水道事業）

本日
1月22日(水) 審議会

➤ 料金体系と答申案について審議しました

3月26日(水) 審議会

➤ 答申をいただきます
➤ 経営戦略案について具体的に説明します

5月予定

➤ 経営戦略案をパブリックコメントにかけていきます

7月予定

審議会

➤ パブリックコメントを反映された経営戦略の報告

8月予定

➤ 経営戦略の公表

9月予定

9月
議会

➤ 料金改定の条例改正案を提出（予定）

10月予定

審議会

➤ 決算等の報告

令和8年
4月1日予定

➤ 料金改定施行（予定）

17



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**